



Cookieをめぐる動向について

弁護士 牧野 剛

Cookieは規制対象である「個人情報」ないし「個人データ」に該当するか？

GDPR

個人データ(Personal Data)に該当する

「オンライン識別子」が明示され(4条1項)、IPアドレスやクッキー(Cookie)識別子も個人を識別し得るものとされているため(前文30項)、クッキー(Cookie)は「個人データ」となり、規制対象であることが明記されている

CCPA

個人情報(Personal Information)に該当する

特定の消費者又は世帯を識別し、関連し、叙述し、関係付けることができ、又は直接的に若しくは間接的に合理的にリンクさせることのできるものであれば、オンライン識別子であるインターネット・プロトコル・アドレス IPアドレス、メールアドレス、アカウント・ネーム、その他の類似の識別子が規制対象である個人情報に含まれるとされている

日本法

個人情報に該当しないと考えられる

改正法によっても、個人情報の定義は変更されていないので、個人情報に該当しないことは変化はない！

Cookieが**個人情報保護法**の規制対象である 「個人情報」に該当しない理由

個人情報保護法において、「**個人情報**」(個人情報保護法2条1項)となるには、

- ①「個人に関する情報」であること、
- ②「生存する」個人に関する情報であること、
- ③ **ア**「特定の個人を識別することができる」こと(同項1号)、
または
 イ「個人識別符号」が含まれること(同項2号)

これらの要件を満たす必要がある。

→Cookie単体では、特定の個人を識別できないため、Cookieは個人情報に該当しないと考えられてきた。

令和2年改正法でも個人情報の定義は変更されていない

同意の取得もいらぬし、利用目的を変更しても良いし、自由に利用できるもの であるはず…

「リクナビ事件」が「個人関連情報」の導入へ

リクナビ事件

就職情報サイト「リクナビ」を運営するリクルートキャリア社・親会社であるリクナビが、内定辞退率を契約企業に提供したことに関し、個人情報保護委員会から勧告を受けた事案

令和2年12月14日勧告

「リクナビ」では、個人情報である氏名の代わりにCookieで突合して内定辞退率を算出
内定辞退率の提供を受けた契約企業では個人を識別できることをリクルートキャリア社では認識

個人データの第三者提供の同意取得を回避しており、法の趣旨を潜脱した極めて不適切なサービス



改正法では、「個人情報」にCookieが含まれるとすることではなく、「個人関連情報の第三者提供」ということで解決を図ろうとしている

「個人関連情報」とは？ 改正法26条の2

「個人関連情報」= 生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

第26条の2

個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報を個人データとして取得する事が想定されるときは、当該第三者が個人関連情報から本人が識別される個人データと取得されることを認めるという本人の同意が得られていることを確認しないで、当該個人関連情報を第三者に提供してはならない。

事前に個人関連情報取扱事業者が、当該第三者が個人関連情報から本人が識別される個人データとして取得されることを認めるという本人の同意を得て、当該個人関連情報を第三者に提供することは許される。

つまり、例えば個人を識別できないCookieなどを第三者に提供する場合、第三者において個人の識別が可能と考えられるとき、その本人にCookieなどの取得時に第三者で本人が識別されることについて同意を取得するか第三者において同意が得られることを確認しなければ、そのCookieなどを第三者に提供できない

「個人関連情報」の第三者提供 26条の2

例えば



本人が識別される個人データ？

ニュースサイトが、ユーザー本人にCookieなどの取得時にAoogle Adsenseで本人が識別されることについて同意を取得するか、Aoogle Adsenseにおいてユーザー本人から同意が得られることを確認しなければならない？